

令和6年1月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第 1 号

松伏町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

医療費の支給の対象となるこどもの範囲を拡大するための条例の改正

2 内容

医療費の支給の対象となるこどもの範囲の拡大（第2条関係）

現 行	改 正 後
15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日。ただし、(2)イ及びウは、公布の日

(2) 経過措置

ア この条例による改正後の松伏町子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

イ この条例の施行の日において新たに対象となるこどもの保護者となる者であつて子ども医療費受給資格の登録を受けようとするものは、同日前においても、その申請を行うことができる。

ウ 町長は、イの申請があつた場合には、この条例の施行の日前においても、子ども医療費受給資格の登録をし、及び受給資格証を交付することができる。この場合において、当該登録は、同日においてされたものとみなす。

議案第 2 号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の交付等に係る手数料の額を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 本籍地以外での戸籍証明書等の交付に係る手数料の追加（別表関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
本籍地以外での戸籍証明書の交付	1通につき 450円
本籍地以外での除籍証明書の交付	1通につき 750円

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の追加（別表関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (※)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (※)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

※ 電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号をマイナポータルを通じて発行する方法を除く。

(3) その他規定の整備

- 3 施行期日
令和6年3月1日

議案第 3 号

財産の取得について

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の種類 | 物品 |
| 2 財産の内容 | 災害対策用移動式ポンプ 2台 |
| 3 取得金額 | 27,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役 吉田 俊範
代理人 関東支社長 柳本 将道 |

議案第 4 号

令和5年度松伏町一般会計補正予算（第8号）

- | | |
|----------|--------------|
| 1 補正前予算額 | 9,957,450千円 |
| 2 補正予算額 | 201,726千円 |
| 3 合 計 | 10,159,176千円 |